

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則	九 六
〇福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	九 六	
告示	〇土壌汚染対策法による要措置区域を解除する件	九 九
〇生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件	九 九	
〇生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件	九 九	
〇生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	九 九	
〇生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	九 九	
〇生活保護法により医療扶助等のための施術者を指定した件二件	一〇〇	
〇生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件	一〇〇	
〇土地改良事業の施行を認可した件	一〇〇	
〇保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	一〇〇	
〇道路の区域を変更する件二件	一〇〇	
〇道路の供用を開始する件	一〇〇	
〇土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件	一〇〇	
公 告	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	一〇三
〇随意契約の相手方を決定した件	一〇三	
〇落札者を決定した件	一〇三	
福島県企業局	〇福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程	一〇四
福島県病院局	〇福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程	一〇四

部を改正する規程 一〇五

福島県公安委員会 一〇六

〇銃砲又は刀剣類の所持許可申請書に関する規則を廃止する規則 一〇六

〇福島県道路交通規則の一部を改正する規則 一〇六

福島県選挙管理委員会 一〇七

〇福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程 一〇七

正 誤 一〇七

〇平成二十三年九月二日付け定例第二千三百十四号中 一〇七

〇平成二十七年一月十三日付け定例第二千六百五十八号中 一〇七

規 則

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項第二号の次に次の一号を加える。

三 平成二十四年度の財政力指数が〇・四九以下であり、かつ、次のいずれかの要件に該当する町村（特定市町村である町村にあつては、財政計画策定市町村である町村に限る。）

ア 昭和四十年の国勢調査の結果による人口と平成二十二年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率（以下この号において単に「人口減少率」という。）が〇・三一以上〇・三三未満であること。

イ 人口減少率が〇・二六以上〇・二八未満であり、かつ、平成二十二年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち六十五歳以上の人口の比率が〇・二九以上であること。

ウ 人口減少率が〇・二六以上〇・二八未満であり、かつ、平成二十二年の国勢調査の結果による人口に対する当該人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口の比率が〇・一四以下であること。

エ 昭和六十年の国勢調査の結果による人口と平成二十二年の国勢調査の結果による人口とにより算定した人口減少率が〇・一八以上〇・一九未満であること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市町村財政課)

福島県規則第八号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営関川窪団地の項中「十九号棟」の下に「一号室から三十三号室まで、五号室、六号室、十号室から三十一号室まで、三十三号室、三十四号室、三十六号室、三十七号室及び四十号室」を、「五号棟まで」の下に、「十九号棟の四号室、七号室から九号室まで、三十二号室、三十五号室、三十八号室及び三十九号室」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年三月一日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第百三三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第六条第四項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定を解除する区域
 - 会津若松市門田町大字飯寺字村西五百番の一部
- 二 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)又は土壤含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していなかった特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類
 - 1 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - 砒素及びその化合物
 - 2 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - なし
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
 - 土壤溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壤の掘削除去

(水・大気環境課)

福島県告示第百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人敬仁会なかのクリニック	伊達市保原町字城ノ内二〇一一	平成二十七年一月一日
よしだ総合診療・在宅ケアクリニック	岩瀬郡鏡石町不時沼二二七一一	同 年 二月一日
近内歯科医院	石川郡石川町字南町五九一一	平成二六年一月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

名 称	所 在 地
変更前 医療法人恵仁会丹治皮膚科	福島市北町三三三九
変更後 泌尿器科・皮膚科・内科北町丹治医院	

福島県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひぐち整形外科クリニック	福島市泉字大仏二〇一	平成二六年二月二日
ふくしま共同診療所	同 市太田町二〇一七 佐周第一ビル一階東側	同 年一〇月二日
医療法人敬仁会中野病院	伊達市保原町字城ノ内二〇一	同 年一二月二日
キウキウ堂薬局野田町店	福島市野田町一八四〇	同 日
岩の屋薬局	田村郡小野町大字小野新町字荒町三	同 年一月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

(社会福祉課)

福島県告示第百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	休止年月日
三浦医院	伊達郡川俣町字新中町一〇四一八	平成二七年一月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
八百板敬一	本宮市本宮字下町五〇一	温故堂治療院	本宮市本宮字南町裡八六	平成二六年七月一日

(社会福祉課)

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
八百板敬一	本宮市本宮字下町五〇一	温故堂治療院	本宮市本宮字南町裡八六	平成二六年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。
平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住	所
	変更前	変更後
田中浩	福島市南沢又字四辻二四一― 永千荘二〇一	山形県米沢市窪田町窪田一八一― 六

（社会福祉課）

福島県告示第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項で準用する同法第十条第一項の規定により、田人地区土地改良事業共同施行が田人地区に係る農業基盤整備促進事業を行うことについて、平成二十七年二月十一日認可した。
平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

福島県告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大山文次 芳賀孝行 馬場清喜
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林に指定をしたと農林水産大臣から通知があったこと。
2 保安林の所在場所、指定の目的及び保安林の指定施業要件については、保安林の

指定をする件（平成二十七年農林水産省告示第二千六百号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区間	変更前	変更後
		敷地の幅員 （メートル）	敷地の幅員 （メートル）
県道土湯温泉線	福島市松川町字杉内三番地先から 同 市松川町字杉内三番地先まで	八・八	八・八
		三・五・〇	三・五・〇
		変更後	変更前
		敷地の幅員 （メートル）	敷地の幅員 （メートル）
		七・〇	七・〇
		四六〇・二	四六〇・二

（道路計画課）

福島県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区間	変更前	変更後
		敷地の幅員 （メートル）	敷地の幅員 （メートル）
県道柳津昭和線	河沼郡柳津町大字大成沢字滝ノ上甲九八四番地先から 同 郡同 町大字大成	五・〇	五・〇
		三・四・五	三・四・五
		変更後	変更前
		敷地の幅員 （メートル）	敷地の幅員 （メートル）
		七・〇	七・〇
		四六〇・二	四六〇・二

沢字ブナ山甲一〇二四 番一地主先まで			
	B	七二・五 九・二 七二・五	四五〇・三

(道路計画課)

福島県告示第百十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道土湯温泉線	福島市松川町字杉内三三番地先から 同 市松川町字杉内三三番地先まで	平成二十七年二月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第百十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、郡山市から県中都市計画事業中谷地土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。
平成二十七年二月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

(まちづくり推進課)

公 告

公告第四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年二月二十七日

一 申請のあった年月日

福島県知事 内堀雅雄

平成二十七年二月二日

二 名称

特定非営利活動法人全日本総合武道連盟

三 代表者の氏名

菊地 信弘

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市岡部字大旦五十四番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、青少年や社会人に対し、日本古来から伝承されてきた空手道、柔術、居合道と近代のキックボクシング・テコンドーによる武道の素晴らしさを伝え礼節を修め、健全なる身体と精神の育成を目指す事業を行い、スポーツとしての総合武道で培った心技体を生かし社会に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第43号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるダストモニタ改造業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年2月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
ダストモニタ改造業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市中町
8番2号（福島県自治会館3階）
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年12月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
応用光研工業株式会社 東京都福生市大字熊川1642番地26
- 5 随意契約に係る契約金額
41,256,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

（原子力安全対策課放射線監視室）

公告第44号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年2月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコンⅡ（福島県警察用） 100台
- 2 落札に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年1月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額
7,830,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年12月9日

（入札用度課）

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 2月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第1号

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成7年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第2号中「又は申出」を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定（同条第1号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経営企画課）

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年2月27日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第2号中「又は申出」を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定（同条第1号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（病院経営課）

銃砲又は刀剣類の所持許可申請書に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年 2月27日

福島県公安委員会委員長 長谷川 百合子

福島県公安委員会規則第1号

銃砲又は刀剣類の所持許可申請書に関する規則を廃止する規則

銃砲又は刀剣類の所持許可申請書に関する規則（昭和42年福島県公安委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年 3月 1日から施行する。

（生活安全企画課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2月27日

福島県公安委員会委員長 長谷川 百合子

福島県公安委員会規則第2号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3 高速自動車国道常磐自動車道の項中

いわき市勿来町酒井地内（茨城県境
上手岡地内（常磐富岡インターチェ

双葉郡浪江町大字室原字朴迫13番の
福田地内（宮城県境）まで

）から双葉郡富岡町大字

ンジ出口) まで
2 から相馬郡新地町大字

を

いわき市勿来町酒井地内 (茨城県境) から相馬郡新
福田地内 (宮城県境) まで

地町大字
に改める。

附 則

この規則は、平成27年 3月 1日から施行する。

(交通規制課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程 (平成七年福島県選挙
管理委員会告示第三十九号) の一部を次のように改正する。

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅
地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中
「又は申出」を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定 (同条
第一号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。) は、
公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年九月二日付け定例第二千三百十四号中

三二四下			
九	八	六	五
三六・〇	四八・〇	三六・〇	四八・〇
二〇・〇	五五・〇	二〇・〇	五五・〇

○平成二十七年一月十三日付け定例第二千六百五十八号中

		九	
		下	
ら 一	後 ろ か	ら 四	後 ろ か
	四 五 ・ 〇		四 五 ・ 〇
	四 〇 ・ 〇		四 〇 ・ 〇

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成27年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日(火)までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,500円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

㊞

電話番号

福島県報を 部 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 箇月間購読します。